

2024 年日本政府年次報告
「石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）」
（2015 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）

1. 質問（a）について

〔第 7 条〕

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)等により、石綿取り扱いに係る労働者の遵守義務規定が定められている根拠条文のうち、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 14 条第 3 項は同条第 5 項に変更。

〔第 9 条〕 (b)

珪藻土を主たる材料とするバスマット等を輸入しようとする者は、輸入の際に、当該製品中に石綿がその重量の 0.1% を超えて含有しないことを書面で確認する等の措置を行わなければならないことが定められていること。(石綿障害予防規則第 46 条の 2、第 46 条の 3)

また、仕事を開始しようとする前に計画を届けなければならない対象が、従来の耐火建築物・準耐火建築物の石綿等が吹き付けられているもの除去作業を行う仕事から、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業若しくは、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事(労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 90 条第 5 の 2 号、第 90 条の第 5 の 3 号)とされたこと。

〔第 13 条〕 要請（通報が求められる業務種類）

仕事を開始しようとする前に計画を届けなければならない対象が、従来の耐火建築物・準耐火建築物の石綿等が吹き付けられているもの除去作業を行う仕事から、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業若しくは、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事(労働安全衛生規則第 90 条第 5 の 2 号、第 90 条の第 5 の 3 号)とされたこと。

また、事業者は、一定規模以上の工事について、あらかじめ、事前に石綿の使用の有無の調査を行った結果を報告しなければならない(石綿障害予防規則第 4 条の 2)とされたこと。

〔第 15 条〕 第 3 項

石綿障害予防規則第 13 条に規定している石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときの措置について、石綿等を湿潤な状態のものとするものの他に、除じん性能を有する電動工具を使用することその他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置が追加されたこと。

〔第18条〕 第4項

保護具等の作業場外への持ち出し禁止について規定されているのは、石綿障害予防規則第46条第2項ではなく、同条第3項に変更。

2. 質問（b）について

（1）2015年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて

（i）適用範囲及び健康診断の必要性

国土交通省の発出する通達により、船内において石綿への暴露を伴う作業に従事していた船員であって、一定の要件に該当する者に対し、離職後又は離職の際に申請があった者については船員健康管理手帳を交付し、医療機関において健康診断を受けることとしている。

船員健康管理手帳の交付要件としては、労働安全衛生法の健康管理手帳の交付要件を参考としている。2015年6月1日から現時点まで、96件の船員健康管理手帳が交付されている。

退職した鉱山労働者は、労働安全衛生法適用労働者に含まれており、健康診断が義務づけられている等の措置が講じられている。

（ii）保護具、予防策、大気中の石綿粉じんの濃度測定並びに情報及び教育

2016年熊本地震において、復旧・再建等を目的にがれきの処理や建築物の解体・改修工事を実施する際に、計画の届出や作業の届出、事前調査の実施、吹き付けられた石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置の実施、保護具の使用など石綿障害予防規則等で規定されている措置について、事業場において適切に実施されるよう、自治体と連携の上、必要な指導等を行うよう、都道府県労働局に対して通知を発出した。更に、被災地におけるがれき処理作業現場内10カ所で石綿粉じんの濃度測定を行い、石綿発生施設の敷地境界基準を超えた地点は確認されなかった。

さらに、2024年能登半島地震においても、2016年熊本地震と同様に通知を発出し、必要な指導等を行っている。

なお、改正石綿障害予防規則の写しは以下のURLである。

[https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/hou26_50b.pdf]

（iii）解体作業及び汚染防止措置

建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されたことから、2020年6月に大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）が改正され、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大された。また、解体等工事を請け負う受注者が実施する石綿使用の有無についての調査について、その方法を法定化するとともに、調査結果を都道府県知事へ報告すること、解体等工事が完了した後に受注者が発注者に作業結果を報告することが義務づけられた。

2020年6月の改正大気汚染防止法等の写しは以下のURLに掲載している。

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

2013年6月の改正大気汚染防止法等の写しは以下のURLに掲載している。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/00003.html

なお、石綿障害予防規則においても同様の改正が行われており、都道府県労働局、労働基準監督署、自治体との連携等により建築物の解体等工事の情報を把握し、必要な立ち入り調査を実施する等により、解体工事業者に対して法令の石綿対策の遵守徹底について指導を行っている。

加えて、建設現場における関係法令の遵守を徹底するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が協力し、毎年、全国一斉パトロール等に取り組み、必要な指導等を行っている。

(iv) 実際の適用

条約の実際の適用状況に関する情報は、質問(c)にて回答する。

(2) 2015年条約勧告適用専門家委員会のダイレトリクエストについて

(i) 作業場から放出される石綿粉じんによる一般環境の汚染の防止

労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）について、労働安全衛生法第66条第2項及び石綿障害予防規則第40条により、事業者は、石綿等の製造・取り扱い等の業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければならないこと等が定められている。また、労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）及び船員のうち、石綿粉じん作業に従事する労働者に対しては、じん肺法（昭和35年法律第30号）第7条、第8条、第9条及び第9条の2により、事業者は当該作業に従事する労働者に対し、健康診断を行わなければならないと定められている。

また、第162号条約第19条及び21条は石綿による住民や一般環境の汚染を防止するための措置を定めた条文及び石綿にばく露した労働者の健康診断を定めた条文である一方で、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」は、労災保険給付の対象とならない石綿健康被害者に対し医療費等を支給するための措置を講じ、石綿健康被害者を救済する措置であることから、同法と第162号条約第19条及び21条は直接の関係はない。

3. 質問(c)について

本条約の規定を実施するための監督機関として、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働局（47か所）、各都道府県労働局管内に労働基準監督署（321か所）及び支署（4か所）が設置され、これらの機関に労働基準監督官並びに産業安全

専門官及び労働衛生専門官が設置されている。

なお、2024年3月31日時点において、労働基準監督署の労働基準監督官は、3,112人である。

この条約にかかる労働安全衛生法適用労働者数は、2021年においては、55,143,895人（労働力調査基本集計I-1表より引用）、労働基準監督官の行った定期監督等において石綿障害予防規則違反件数は、2022年においては衛生基準に関して591件、作業環境測定に関して2件、及び健康診断に関して54件であった。

本報告対象期間である2015年6月1日～2024年5月31日の期間を含む期間中に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき、石綿による疾病（肺がん・中皮腫・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚・石綿肺）の保険給付に係る支給決定を行った件数は以下のとおりであった。

期間	支給決定件数
2015年4月1日～2016年3月末日	1,034件
2016年4月1日～2017年3月末日	1,058件
2017年4月1日～2018年3月末日	1,039件
2018年4月1日～2019年3月末日	1,057件
2019年4月1日～2020年3月末日	1,145件
2020年4月1日～2021年3月末日	1,060件
2021年4月1日～2022年3月末日	1,076件
2022年4月1日～2023年3月末日	1,140件
2023年4月1日以降	集計中

また、石綿による疾病で死亡した労働者の遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した方については、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、特別遺族給付金を支給しているところ、上記の期間中に特別遺族給付金の支給決定を行った件数は以下のとおりであった。

期間	支給決定件数
2015年4月1日～2016年3月末日	20件
2016年4月1日～2017年3月末日	13件
2017年4月1日～2018年3月末日	15件
2018年4月1日～2019年3月末日	31件
2019年4月1日～2020年3月末日	23件
2020年4月1日～2021年3月末日	20件
2021年4月1日～2022年3月末日	31件
2022年4月1日～2023年3月末日	170件
2023年4月1日以降	集計中

（ただし、労働者災害補償保険法によるものと、石綿による健康被害の救済に関する法律によるもののいずれについても、支給決定した事案は、それぞれ各年度に請求されたものに限るものではない。）

また、石綿ばく露防止対策として、建築物等の解体・改修作業の事前の措置として事前調査の実施等を事業者に義務付けるとともに、建築物等の解体・改修作業における措置として、作業場の隔離、作業場への立ち入り禁止、石綿等の湿潤化等の措置の実施、呼吸用保護具の使用等の措置を事業者に義務付けている。

一般職国家公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は、2015年4月1日から2016年3月31日においては1件、2016年4月1日から2017年3月31日においては3件、2017年4月1日から2018年3月31日においては0件、2018年4月1日から2019年3月31日においては1件、2019年4月1日から2020年3月31日においては1件、2020年4月1日から2021年3月31日においては0件、2021年4月1日から2022年3月31日においては0件、2022年4月1日から2023年3月31日においては1件、2023年4月1日から2024年3月31日においては3件である。

地方公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は、2015年4月1日から2016年3月31日においては5件、2016年4月1日から2017年3月31日においては12件、2017年4月1日から2018年3月31日においては8件、2018年4月1日から2019年3月31日においては7件、2019年4月1日から2020年3月31日においては13件、2020年4月1日から2021年3月31日においては12件、2021年4月1日から2022年3月31日においては8件、2022年4月1日から2023年3月31日においては4件、2023年4月1日以降については集計中である。

この条約に係る船員数については2023年（10月1日現在）で62,114名である。

2015年4月1日から2023年3月31日までに、船員労務官による事業場及び船舶監査で認められた船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第11条第1項（安全衛生に関する教育及び訓練）違反処理件数は24件であり、同規則第45条第1項（保護具）違反処理件数は3件であった。なお、その他の関係条項に対する違反処理件数はなかった。また、報告期間中の船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は66件である。

この条約にかかる鉱山労働者数は2023年（3月末現在）で10名である。

4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

5. 質問 (e) について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。